

介護予防・日常生活支援総合事業と移動支援について

令和8年6月 関東信越厚生局健康福祉部
地域包括ケア推進課

自立支援・介護予防のための地域包括ケアシステム

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国及び地方公共団体は、**被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる**よう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。



○地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要である。

○自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる役割が必要。

○とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。

自 助

- ・ 介護保険・医療保険の自己負担分
- ・ 市場サービスの購入
- ・ 自身や家族による対応

互 助

- ・ ボランティアなどの支援
- ・ 地域住民の取組み

共 助

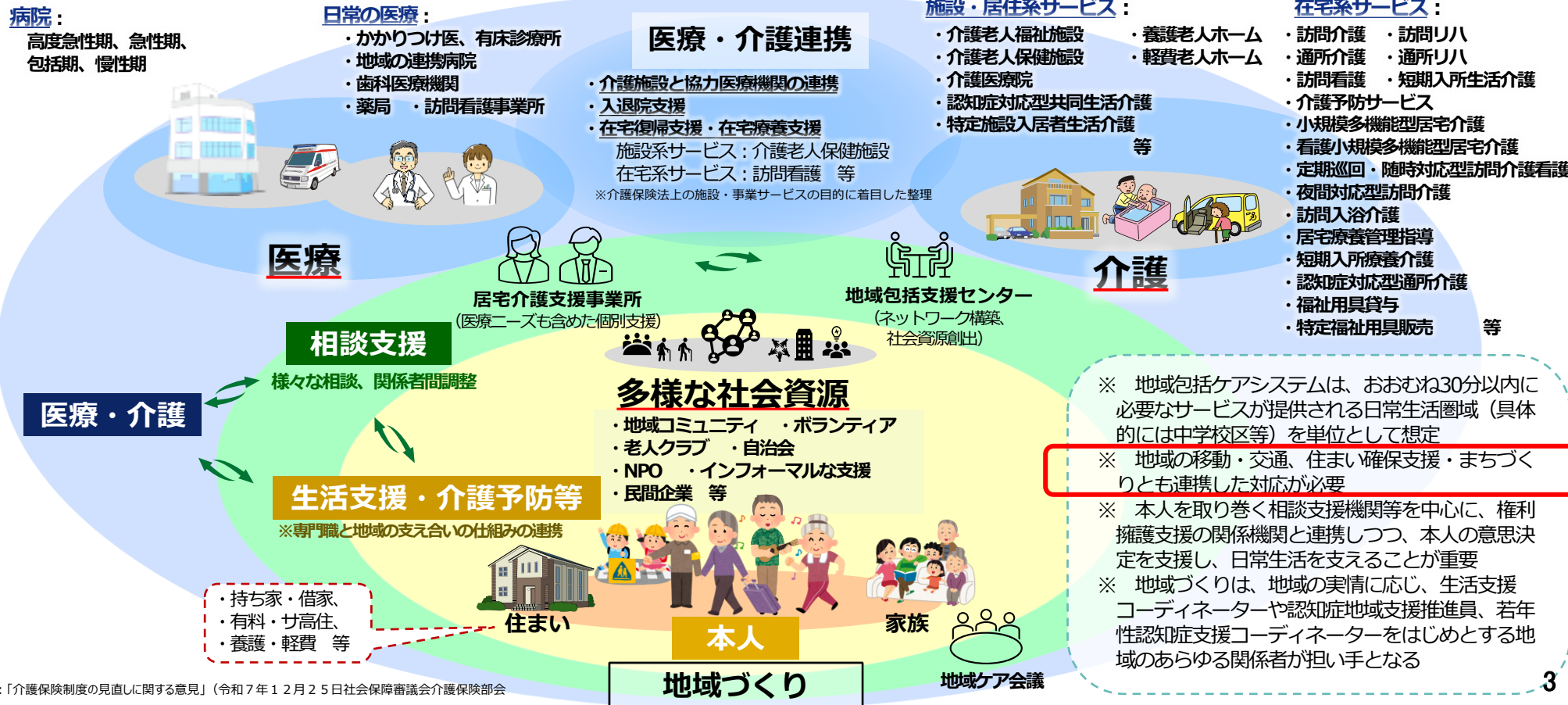
- ・ 介護・医療保険制度による給付

公 助

- ・ 介護保険・医療保険の公費（税金）
- ・ 自治体等が提供するサービス

2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について

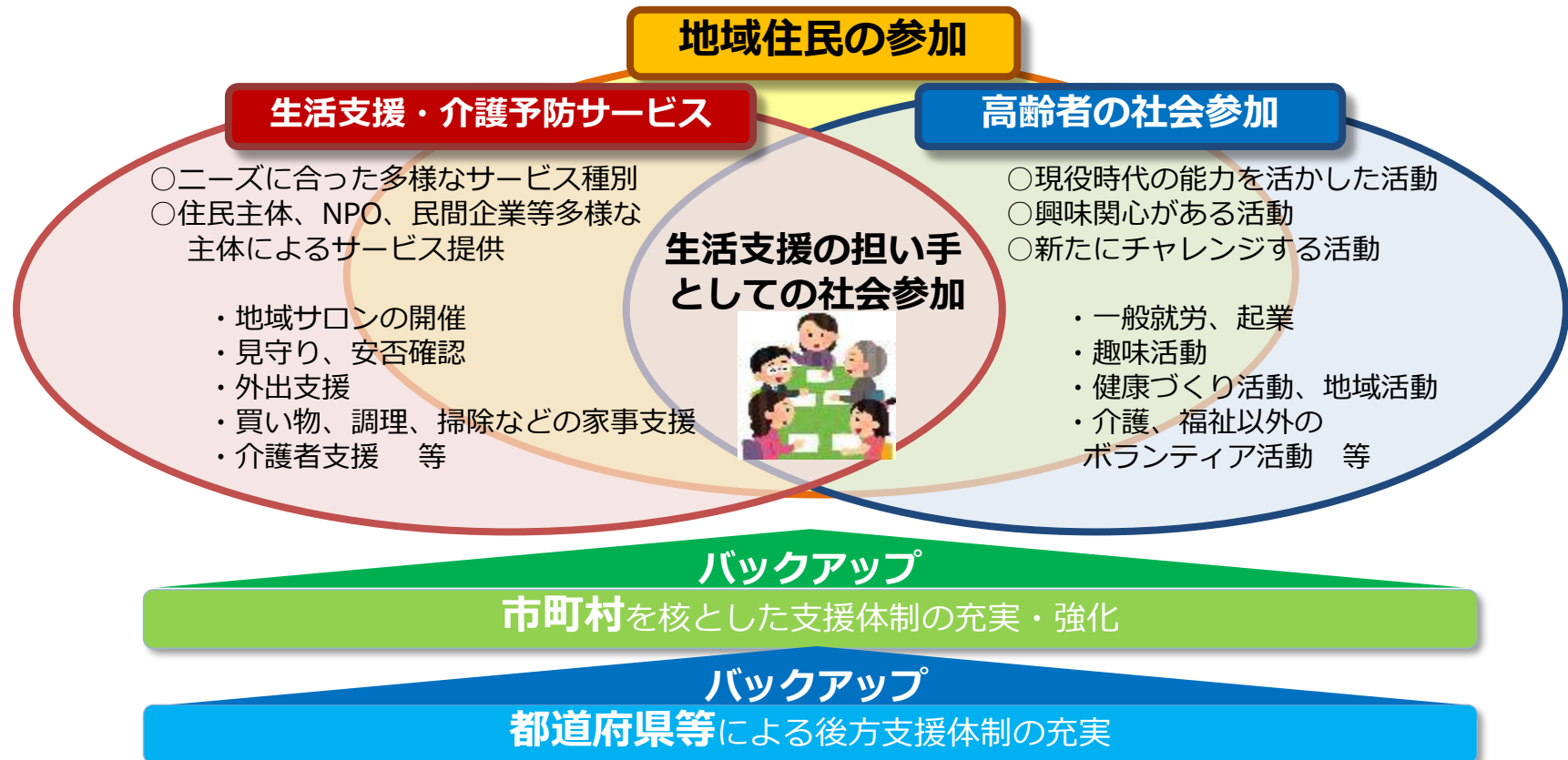
- 介護分野において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、従前から**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進。**
- 2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれ、**地域包括ケアシステムの深化が必要**。高齢者人口の変化に伴い、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市など、**サービス需要に大きな地域差**。それに応じ、サービス供給体制も2040年にかけて変化する中、これらを踏まえて、利用者にとって切れ目のないサービス提供が可能となるようにしていくとともに、地域づくりを推進していくことが必要。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが引き続き必要。そのために地域の介護・医療資源等を見える化し、地域の関係者で分析・議論することが必要。



介護予防・日常生活支援総合事業の推進

～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防**につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。



地域包括ケアシステム

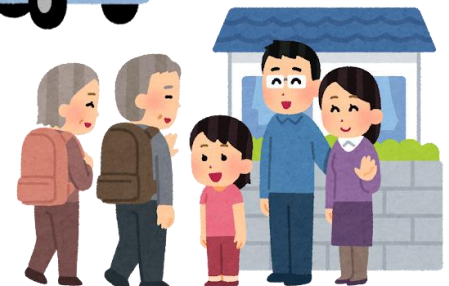
高齢者がどのような状態になっても**高齢者の尊厳の保持**と**自立生活の支援**を目的に、**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう**、**住まい・医療・介護・予防・生活支援**が一体的に提供される

総合事業

高齢者（要支援者や事業対象者など）が**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送り続けることができる**ように、**介護予防の視点**を軸に**高齢者の能力を最大限引き出し、活かせることを目指して多様で柔軟なサービスを提供**したり、また**地域住民の多様な参画など地域の支え合い体制づくり**を行うこと

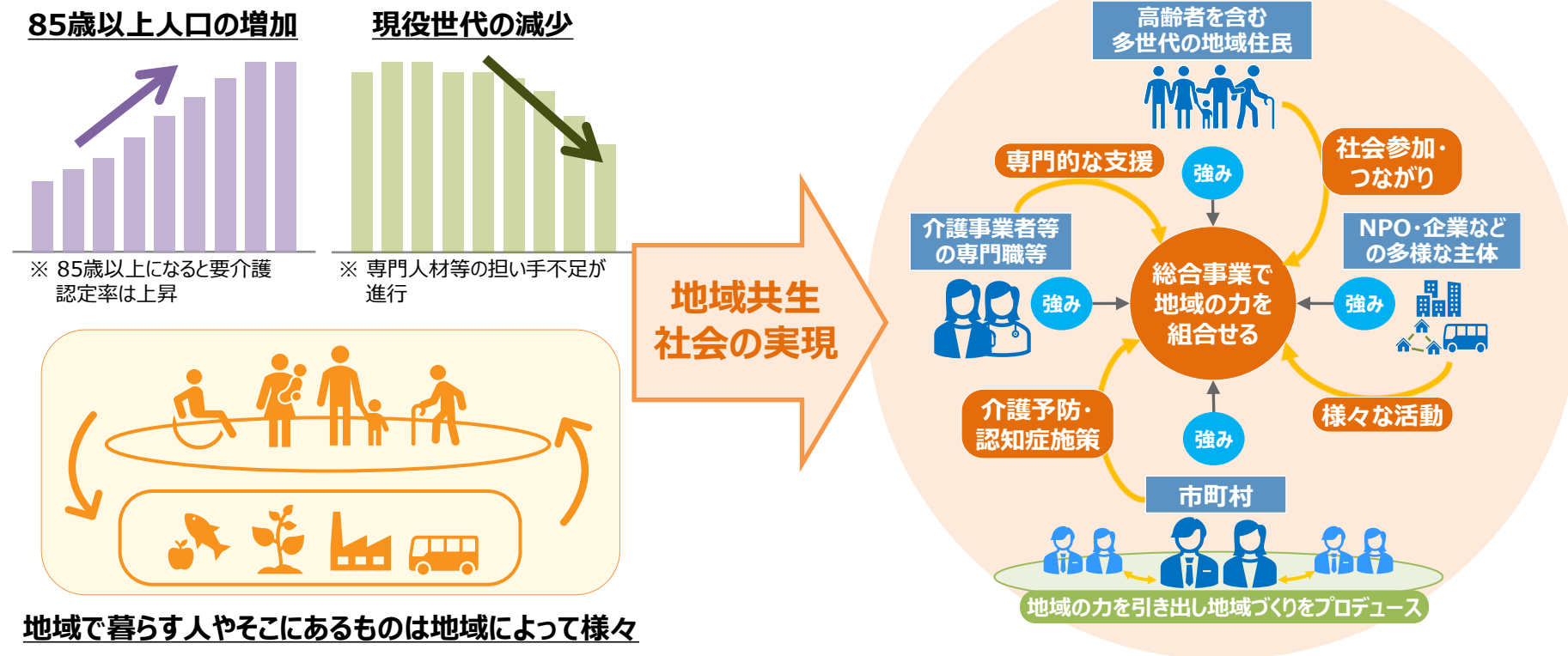
住み慣れた地域での自分らしい暮らし

▶ 1人1人違い、多様



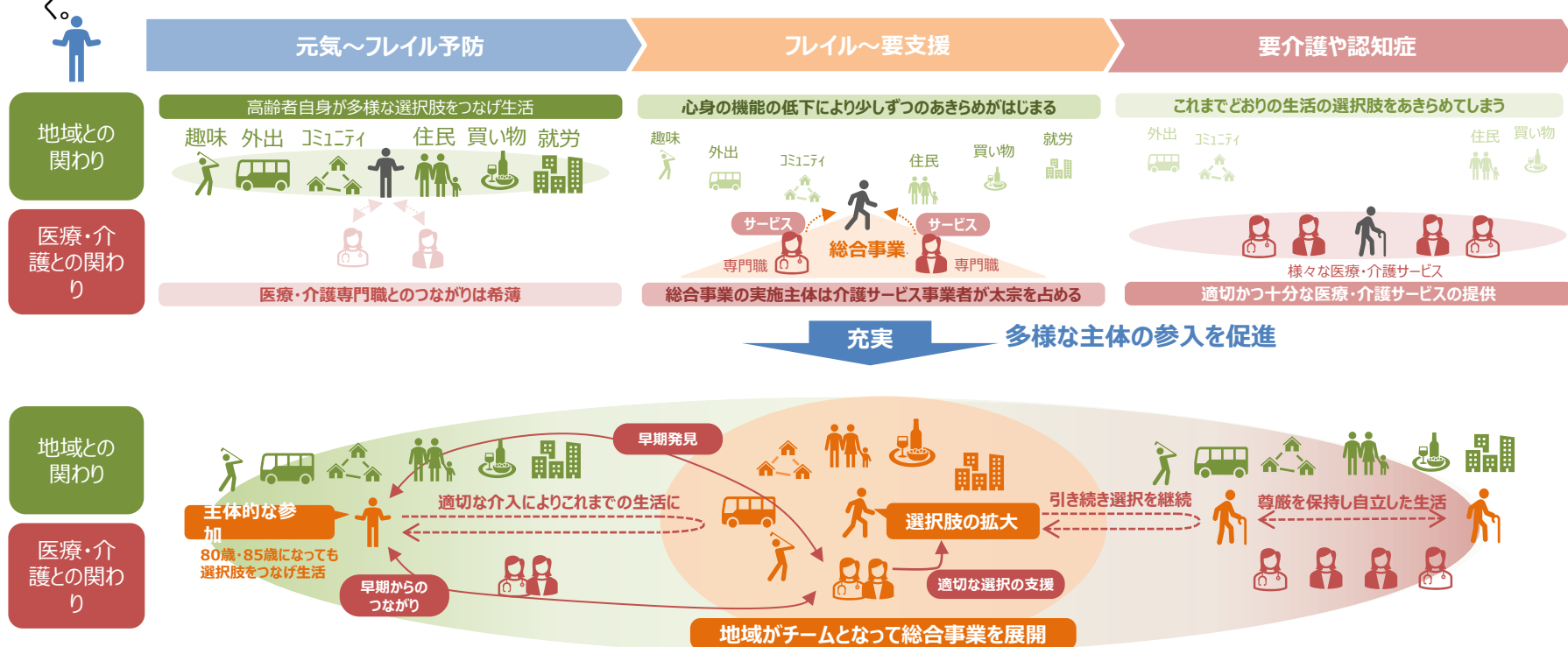
総合事業の充実に向けた基本的な考え方

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。



高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこにに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動が続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

総合事業の充実のための対応の方向性

現状

- 総合事業のサービス提供主体は、介護保険サービス事業者が主体

- ① 個々の高齢者の経験・価値観・意欲に応じた地域での日常生活と密接に関わるサービスをデザインしにくい
- ①' 要介護や認知症となると、地域とのつながりから離れてしまう
- ② 事業規模が小さく採算性の観点から、地域の産業や他分野の活動が総合事業のマーケットに入ることが難しい
- ③ 多様な主体によるサービスが地域住民に選ばれない
- ④ 2025年以降、現役世代は減少し担い手の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加

対応の方向性

- 地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から多様な主体の参画を促進

- ① 高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくためのアクセス機会と選択肢の拡大
- ①' 要介護や認知症となっても総合事業を選択できる枠組みの充実
- ② 地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充
- ③ 高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った介護予防ケアマネジメントの手法の展開
- ④ 総合事業と介護サービスとを一連のものとし、地域で必要となる支援を継続的に提供するための体制づくり

高齢者一人一人の 介護予防・社会参加・生活支援

- ・後期高齢者の認定率等
- ・主体的な選択による社会参加
- ・自立した地域生活の継続

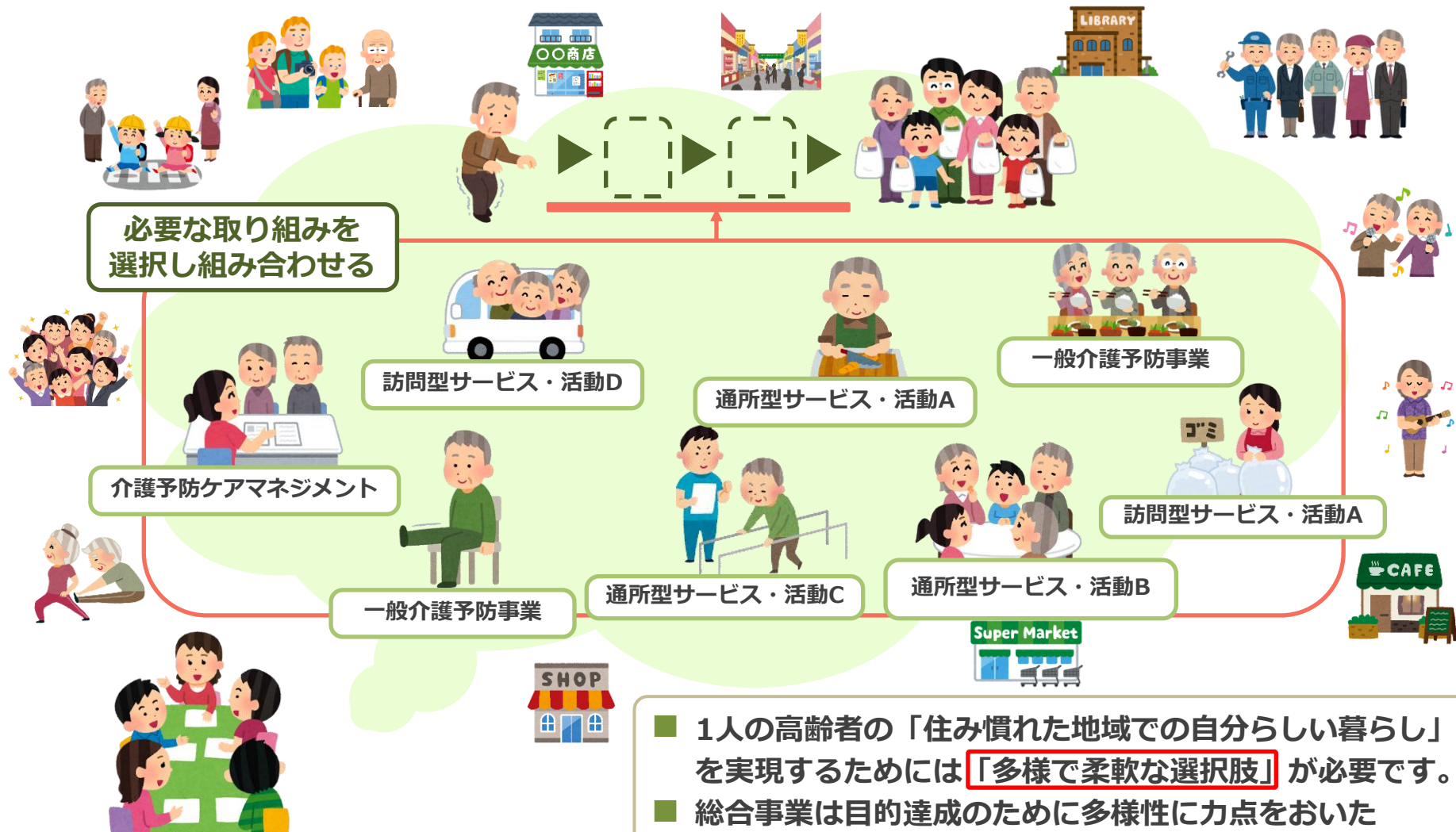


総合事業により創出される
価値の再確認

地域共生社会の実現

- ・高齢者の地域生活の選択肢の拡大
- ・地域の産業の活性化（≒地域づくり）
- ・地域で必要となる支援の提供体制の確保

1人の高齢者の「住み慣れた地域での自分らしい暮らし」を実現するためには



生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって」「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）

- 介護保険法（平成９年法律第123号）
（地域支援事業）

第百十五条の四十五 （略）

- 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業



（１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

資 源 開 発	ネットワーク構築	ニーズと取組のマッチング
○地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげるを含む） ○サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成 ○元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保 など	○多様な主体を含む関係者間の情報共有 ○サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング など

（２）協議体の設置 地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の活動団体	地域運営組織	NPO法人	社協・社会福祉法人	協同組合	民間企業	保険外サービス等の実施者	等
-----------	--------	-------	-----------	------	------	--------------	---

高齢者の移動支援と総合事業の関係

！ 介護保険制度からみた高齢者の移動支援の意義とは？

- 運転免許返納 ⇒ 買い物難民、通院機会の確保
 - + 外出をすること（身だしなみ・地域や人とのふれあい）
 - ⇒ **今まで当たり前に行っていたことを続ける（自分らしさ）**
- ➡ **地域の中で人の移動が停滞しないこと = 地域活動の活性化**

！ 地域全体で高齢者の移動手段を確保するには？

- 地域のバス（路線バス・デマンドバスなど）・タクシー
 - × 市町村やNPOが行う自家用有償旅客運送（福祉有償運送など）
 - × **住民の“やりたい”を実現するための仕組み ⇒ 住民主体による移動支援**

介護予防・日常生活支援総合事業の活用

（訪問型サービス・活動Dの実施・生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーターの配置等）

※道路運送法における許可・登録を要しない運送に対する市町村の支援の制度化

住民主体のサービス・活動の推進（令和6年度要綱改正）

（サービス・活動事業A・B(D)における総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱い）

○サービス・活動Aを委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動B(D)の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

補助対象経費

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める

例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
- 活動場所の借上げに要する費用
- 光熱水費
- 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
- 支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）

* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール

対象者
数割合

=

要支援者

+

事業
対象者

+

継続利用
要介護者

サービス・活動B・Dに該当する活動の参加者（総数）

- 対象者数割合が50%以上・・・対象経費の全額を補助等可能
- 対象者数割合が50%未満・・・対象経費の額×対象者数割合を補助等可能

→ 地域の多様な主体による活動の展開が阻害される可能性

令和6年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。※

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める

例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
- 活動場所の借上げに要する費用
- 光熱水費
- 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
- 支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）

* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

※ 市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を事業の目的を達成するための附随的な活動と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、**対象経費の一部を（定額）補助等**すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、（給付の場合の兼務と同様）**対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等**すること



⇒対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

サービス・活動Aの委託費についても、同様の考え方によることができる。

※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めるとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。

* この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握（団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能）すること

多様なサービス・活動の分類（地域支援事業交付金の取扱いによるもの）

（注）以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。

訪問型 サービス・ 通所型 サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）		委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い
想定される 実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)		● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 ● (介護サービス事業者等)		● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等
基準	国が定める基準を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの			
費用	国が定める額（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可					
対象者	● 要支援者・事業対象者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる		● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定）			● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる		● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施			
支援の 提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による			
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員		● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ● (有償・無償のボランティア)		● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職

これらによらないもの

(委託と補助の組み合わせなど)

その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）からなる。

介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の例（令和6年度ガイドライン改正）

○地域支援事業実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

従前相当サービス	選択 S 支援	多様なサービス・活動
● 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス ● 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など ● サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり		● 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動 ● 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等 ● サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ	通所型の多様なサービス・活動のイメージ
● 地域住民が担い手となって活動することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 ➡ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される） ➡ （有償・無償）ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など ➡ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供 ➡ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 ➡ 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める ➡ 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能 ※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される	● 地域住民が担い手となって活動することができる活動 ➡ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される） ➡ 訪問型サービスと同様 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動 ➡ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動 ➡ 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動 ➡ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援 ➡ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切） ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援 ➡ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動 ➡ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

総合事業による高齢者の移動支援と道路運送法における許可・登録の必要性との関係

「介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に係る交通施策との関係等について（周知）」（令和6年3月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）

- 総合事業による高齢者の移動支援と道路運送法における許可・登録の必要性との関係等について、「道路運送法新ガイドライン」（「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）の別添）を踏まえた整理は以下のとおり。

訪問型サービス・活動D（又はB）として、**住民主体**による通院・買い物等のための移動・付き添いを行う活動に補助（助成）する場合

- ・ 本事業として行う運送は、道路運送法新ガイドラインⅡ 1（2）③の提供する**サービスに人の運送が付随して行われるものに該当するもの**であり、**道路運送法による許可・登録は不要**。
- ・ 本事業の実施主体が、利用者から**ガソリン代等の実費相当分（※）を受け取る場合**も、道路運送法による許可・登録の判断基準において、**有償の運送とはならず、許可・登録は不要**。

※「実費相当分」とは、道路運送法新ガイドラインⅡ 1（1）②のガソリン代等の「実費」相当分をさす。

（参考）道路運送法新ガイドラインⅡ 1（1）②（抜粋）

- ・ 運送行為が無償で行われる場合においても、ガソリン代等の「実費」を受け取ることは許される。この場合には許可又は登録又は不要である。
- ・ 「実費」とは、運送（前後の回送を含む。）に必要なガソリン代等の燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料（※）、当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代）をいう。
 - ※保険料とは、以下の保険に関する保険料を指す。
 - ・ ボランティア団体・NPO等による、一回あたり、又は一日あたりの無償運送行為を対象に提供されている保険（当該保険が年間契約による場合を含む。）。ただし、当該車両にもともと掛けられている自賠責保険・任意保険は対象外。
 - ・ レンタカーの借り受けに伴って加入する一次的な保険（免責補償制度（CDW）及び休業補償（NOC））。
- ・ ガソリン代の算出は、一般的には、直近のガソリン価格等を利用して以下の方法により算出することが可能であるが、運送行為が頻繁に行われる場合に、一定の期間において「1 kmあたり〇円」などと定めて概算することも、簡易な方法として容認できる。
$$\text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/ℓ)} \times 1 \text{ ℓあたりのガソリン価格 (円/ℓ)}$$

- ・ 総合事業としての補助（助成）対象経費は、移動・付き添い活動に係る間接経費（活動団体の事務職員等の人件費、利用調整に関する経費、運転を行う者の研修に要する費用等）のほか、ガソリン代等の実費相当分、ボランティア（運送を行う者を含む。）に対するボランティア奨励金の支給やボランティアポイントの付与に係る経費が想定される。なお、これらの経費に対する補助（助成）を行う場合も、当該補助（助成）については運送の反対給付とはみなされず、道路運送法による許可・登録は不要。

第一号通所事業を実施する施設への**送迎**（道路運送法新ガイドラインⅡ 1（2）②関係）

- ・ いずれの場合も、第一号通所事業利用者の送迎のために付随した運送を行うものであり、かつ、市町村から第一号通所事業の実施に要する費用が支給されていることから、利用者から利用料を徴収する場合であっても、当該利用料は運送に特定した反対給付とはならず、道路運送法による許可・登録は不要。
- ・ また、利用者の依頼・要望に応じて、送迎途中に商店等に立ち寄ることも差し支えない。

- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、利用者や実施者はもとより運輸局・運輸支局にも若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

目次

①無償運送について

→ 新たに実費の対象として保険料・車両借料を追加しました。

②宿泊施設&介護施設の付随送迎

→ 商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能であることを明記しました。

③ツアー&ガイドに係る付随送迎

→ ツアーやガイドに付随して運送が可能であることを明記しました。

④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合

→ 実費の収受が可能であることを明記しました。

⑤地縁団体が行う運送サービス

→ 会費で行う運送サービスが可能であることを明記しました。

①無償運送について

○無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。

○以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。

- ①謝礼の支払い
- ②実費の請求及び支払い

謝礼の支払い



ボランティア・共助に
対するお礼の気持ち

実費の請求・支払い

(実費とは以下の項目を指します)

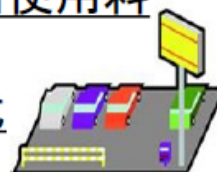
①ガソリン代等の燃料費



②有料道路使用料



③駐車場代



④移動サービス専用保険料



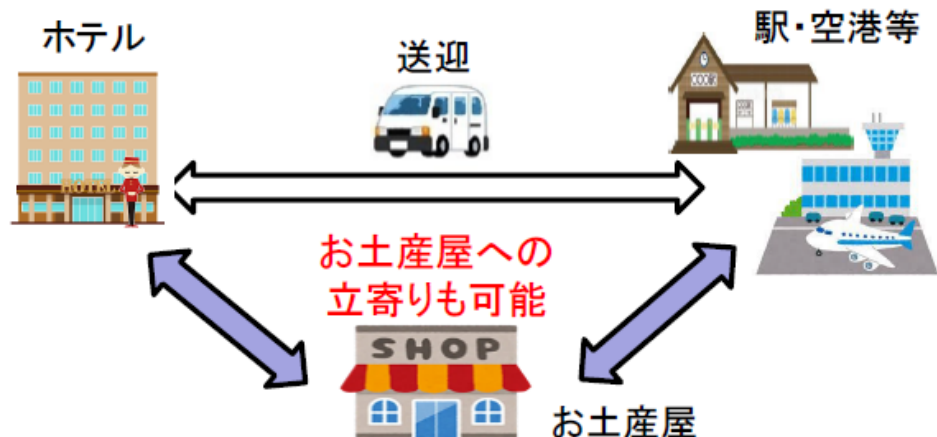
⑤運送を行うために発生した車両借料



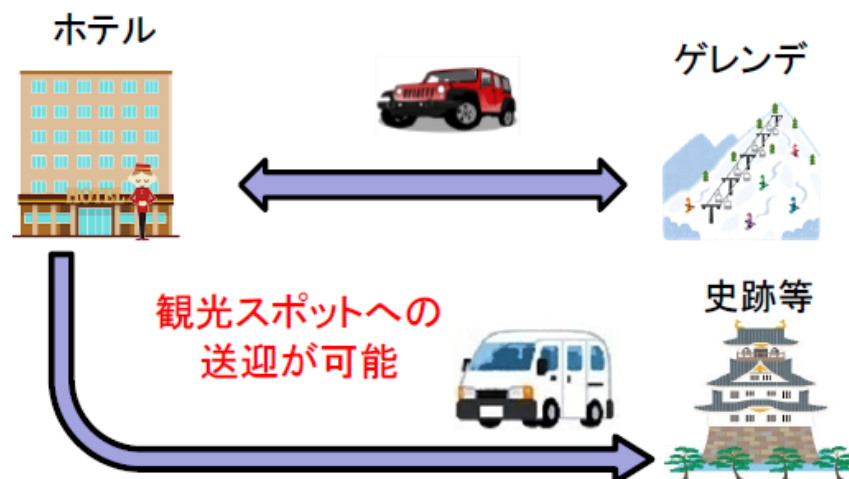
②宿泊施設 & 介護施設の利用に付随する送迎

- 宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする送迎において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の送迎を行うことも可能です。

駅・空港等との送迎途中での
お土産屋を含む複数施設への立寄り



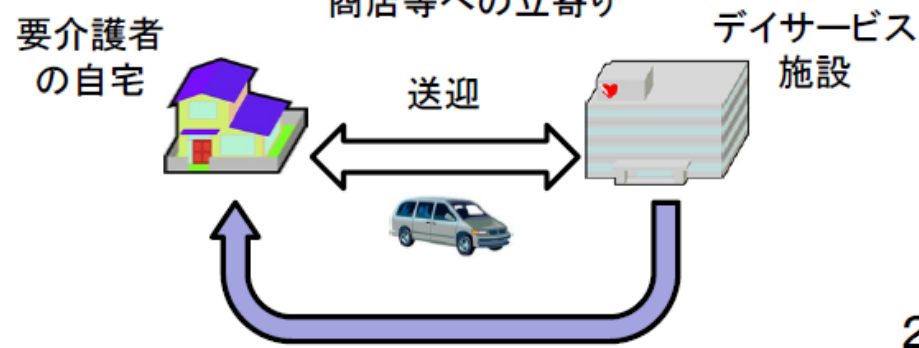
近隣施設・観光スポットへの送迎



ホテル・旅館組合による共同送迎

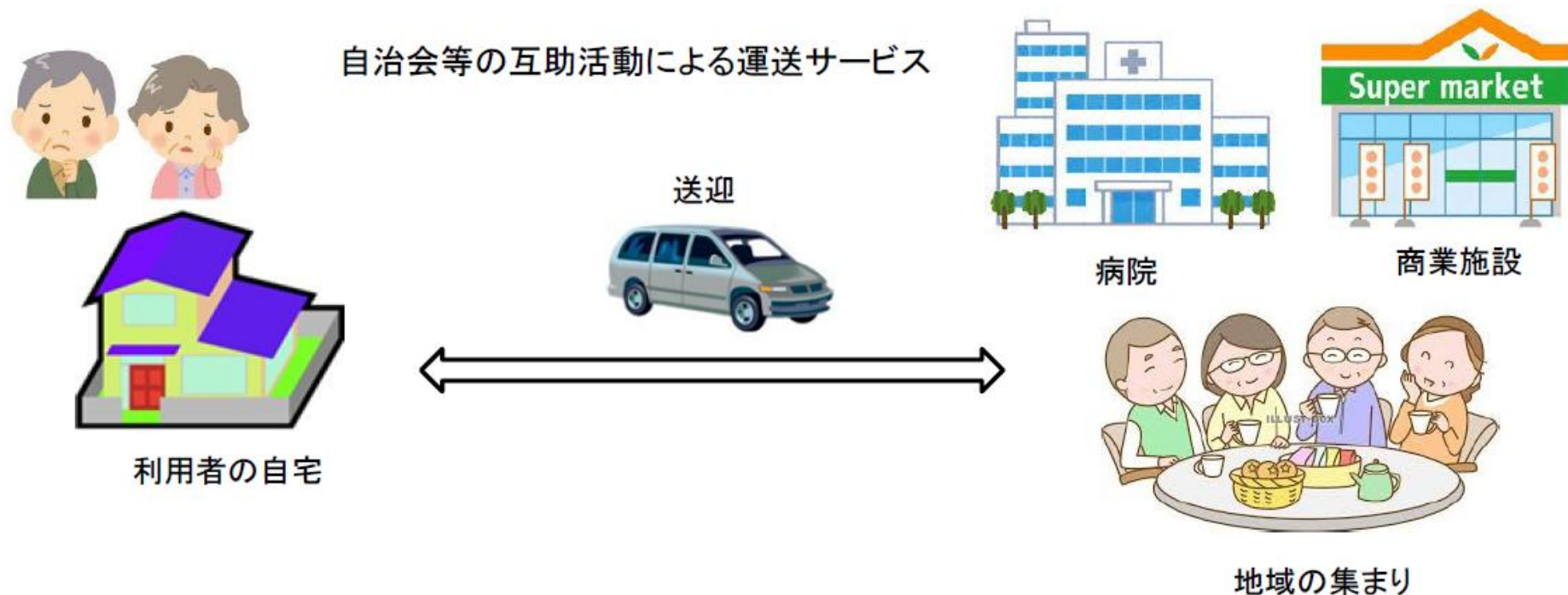


施設と自宅との送迎途中での
商店等への立寄り



⑤地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては、許可等は必要ありません。**
- この場合、以下の行為が可能です。
 - ①会費で車両を調達すること
 - ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
 - ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること(ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。)



総合事業における住民主体によるサービス・活動（サービス・活動B）の事例

社会保障審議会介護保険部会（第121回）

資料
2

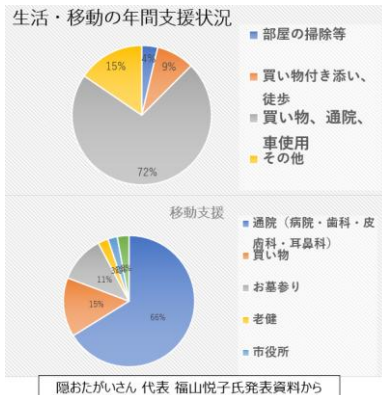
令和7年6月2日

三重県名張市

〇概要

三重県名張市では、地域団体が主体となり、行政も支援・連携しながら、名張地区の「隠おたがいさん」をはじめ、市内11地域で、移動支援を含む生活支援を行っている。

※名張市では生活支援と一体的訪問型サービス・活動Bとして移動支援も実施。

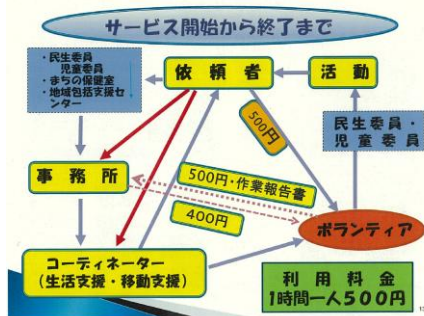


〇生活支援の内容

- ・安否確認・家事手伝い・庭の管理・話し相手等
- ・通院・買い物・市役所・お墓参り等

〇実施形態

- ・会員制度をとっており、有償ボランティアが移動支援を含む生活支援を行う。(移動支援は「許可・登録不要」の形態で実施)
- ・活動初期は主に民生委員経由で周知したが、最近は直接依頼者が連絡してくることが多い。
- ・地域の自治会とは、活動通信の配布等を通じ、連携・情報共有等を図っている。



〇サービスの開始から終了まで

- ・生活支援と移動支援の各コーディネーターが、依頼者の希望を聞き取り、ボランティアとつなぐ重要な役割を果たしている。
- ・ボランティアは民生委員等から必要な情報を聞き、活動する。
- ・ボランティアは活動が終わったら作業報告書を作成し、依頼者から500円を受け取り事務所に届ける。
- ・月末に事務所で集計し、1件あたり400円をボランティアに渡す。

秋田県大館市

〇概要

大館市では、訪問型サービス・活動Bとして「ひないホットライフ」の取組が立ち上がっている。支援者が保有する自家用車を使った買い物支援の取組であり、スーパーやドラッグストアなどへの買い物を代行し、玄関まで届けたり、あるいは冷蔵庫にしまうまでのサポートをするケースもある。

令和5年度現在、市内に1ヶ所のみある訪問型サービス・活動Bであり、市としてはこのような取組を市内の全7圏域に広げていきたいと考えたことから、多くの市民と共にまちに必要な取組を広めていくための協議を繰り返している。

〇サービスBへの転換も見据えた住民主体の取組推進の戦略

- ＜市が目指す取組のスローガンや戦略の立案＞
- ・市が目指す方向性と現地域で行われている代表的な住民主体の取組を関係者間で共有し、改めて住民の力強さを再確認。
- ・住民と行政が一緒になって地域を共創する第1層協議体の部会のような位置づけの会を立ち上げ、課題解決型の組織体として、具体のプロジェクトチームを立ち上げていくという戦略を立案。
- ・まちとして住民に訴えかけるメッセージ（「チームおおだて」で取り組む「ひとりぼっちにさせない暮らしをつなぐまちづくり」）を設定し、住民に「みななかだれ！（みんなで語ろう・参加しよう！）」と声掛けを展開。

＜市内の多様な関係者による住民主体の方策出し＞

- ・まずは令和5年度のモデル的な取組として、市や地域包括支援センター、SC、町内各種団体の関係者などによるワークショップを開催。
- 令和6年度以降、継続的に開催することとしている。
- ・地域で活動する前向きな住民たちの声を聞くことで、現状は特定の個人や町内会に負担が集中していることへの気付きが得られるとともに、行政と住民の連携方策や取組内容の工夫を図ることで、「ひないホットライフ」のような取組を他にも生み出していきける（いきたい）という気持ちが住民の中にも生まれてきている。

ひないホットライフの 買い物代行サービス

【利用できる方】

比内地区の65歳以上の高齢者で、要支援1・2や事業対象者の方

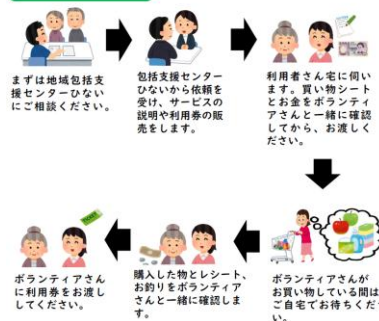
【利用できる日時】

月曜日～金曜日
9:00～16:00
※土日祝は要相談

【利用料】

1回につき利用券1枚
(利用券1枚300円)
※事前に利用券の購入をお願いします。

ご利用の流れ



目的

- 大都市圏が広がる一方で中山間地域を有する関東地方においては、2040年にかけてさらに少子高齢化が進む中、地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。医療・介護サービスへのアクセスはもとより、生活面も含めて高齢者を支えていくことが課題となっており、地域における移動手段の確保に取り組むことが非常に重要となっている。
- 一方で、サービスの維持・確保に関しては、医療・介護分野においても、交通分野においても、担い手不足など共通の課題を有しており、分野を横断した取組により、移動に係る課題の解決に取り組むことが必要となっている。
- こうした中で、国土交通省の「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」においては12の関係府省が参画し、連携を図るとともに、令和6年10月には介護・福祉分野においては国土交通省と厚生労働省の連名通知が示されており、政府全体としても、福祉分野と交通分野の連携・協働を図ることとされている。
- また、政府としては、こうした背景から、地域の輸送資源のフル活用、共同化・協業化等を推進することで、「交通空白」等を解消し、持続可能な地域公共交通の実現を図るための「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出している。
- こうした背景を踏まえ、関東信越厚生局と関東運輸局の間で連携協定を締結し、取組の連携の一層の強化を図ることによって、地方公共団体の庁内連携も含めた地域における医療・介護分野と交通分野の連携を促進し、管内における地域社会の課題解決を図るものとする。

連携の概要

- ◆ **地方公共団体などの地域の関係者に対する情報発信（支援制度などの関連施策、地方公共団体の庁内連携などの好事例等）**
医療・介護分野と交通分野の説明会やセミナーの共同開催、地方公共団体の医療・介護部局・交通部局の両部門への参加呼びかけ
両局HPにおける特設ページの開設、相互リンク、YouTube配信 等
- ◆ **地方公共団体などの地域の関係者に対する伴走支援・働きかけ**
首長訪問、地方公共団体と事業者との橋渡し 等
- ◆ **両局間の定例会議による連携事業の企画立案・進捗確認**

地域包括ケアシステム構築のための移動手段確保の取組

- 関東信越厚生局管内の1都9県においては、2040年に75歳以上人口が17.7%(住民の約6人に1人)となり、一人暮らしの高齢者も増加すると同時に、生産年齢人口の減少が見込まれている。こうした中、地域の状況に合わせて、地域包括ケアシステムを構築・深化させていくことが求められている。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療・介護サービスの整備に加え、買い物などの生活面も含めて外出を支える移動手段の確保が不可欠である。高齢者の外出は、社会参加を促進し、心身の健康維持や介護予防にもつながることが認められており、こうした観点からも移動手段の確保は重要である。
- 特に、既存の公共交通機関による高齢者のニーズへの対応が難しい地域では、自治体を中心に、地域住民や関係団体等とも連携しながら、高齢者の移動支援に向けた取組を進めていく必要がある。
- 関東信越厚生局としても、地域包括ケアシステム構築における厚生労働省と自治体・地域の橋渡し役として、関係省庁と連携しながら、移動支援をテーマとした取組を行っている。

移動支援をテーマとした関東信越厚生局のこれまでの取組例

【関東運輸局等との連携による事例研究会の開催】

- ・関東運輸局等と連携し、「多様化する移動手段とこれからの移動・外出支援サービス」をテーマに、行政説明や有識者による講義、グループワークによる事例の共有を行う事例研究会を開催。

【関東運輸局や管内自治体との連携によるセミナーの開催】

- ・関東運輸局や管内自治体と連携し、「地域を動かす、未来の足。」をテーマに、行政説明や埼玉県富士見市における住民主体の移動支援の取組を紹介するセミナーを開催。

庁内連携のすすめ①

庁内連携に向けて



「いざ、連携を始めようと思っても、何から始めていいのかわからない…」

そんな声を聞くことも多くありますが、難しく考える必要はありません。

連携の第一歩は個人的なつながりから。

個人的なつながりを全庁的な連携に発展させていくステップの一例をご紹介します。

～ことはじめ～

① 旗振り役からの声掛け

連携の必要性に気づいた時がはじめ時。庁内連携に向けて、まずは足元固めから始めます。一緒に奔走してくれる熱意ある仲間を募ることが大切です。

② 庁内の賛同・協力の取り付け

各所のキーパーソンの賛同、協力を得て、全庁的な連携を実現するには、各部署を行脚し庁内連携の必要性を理解してもらう必要があります。この過程で、庁内での「顔の見える関係」が広がっていきます。

～庁内連携のつくり方～

③ 管理職の協力による組織的な取組

庁内連携を持続可能な取組とするには、管理職の協力を得て、組織的な動きとしていくことがポイントです。部署の上司や他部署の管理職、場合によっては首長を巻き込んだ検討を進めることで、組織的な連携を継続する仕組みづくりの基礎となります。

④ 連携の仕組みづくり

庁内の賛同が得られたら、全庁的な連携を効果的に進めていくための仕組みづくりを行います。会議体や組織の立ち上げなど、自治体の人口規模や状況に応じて最適な仕組みを検討することが必要です。

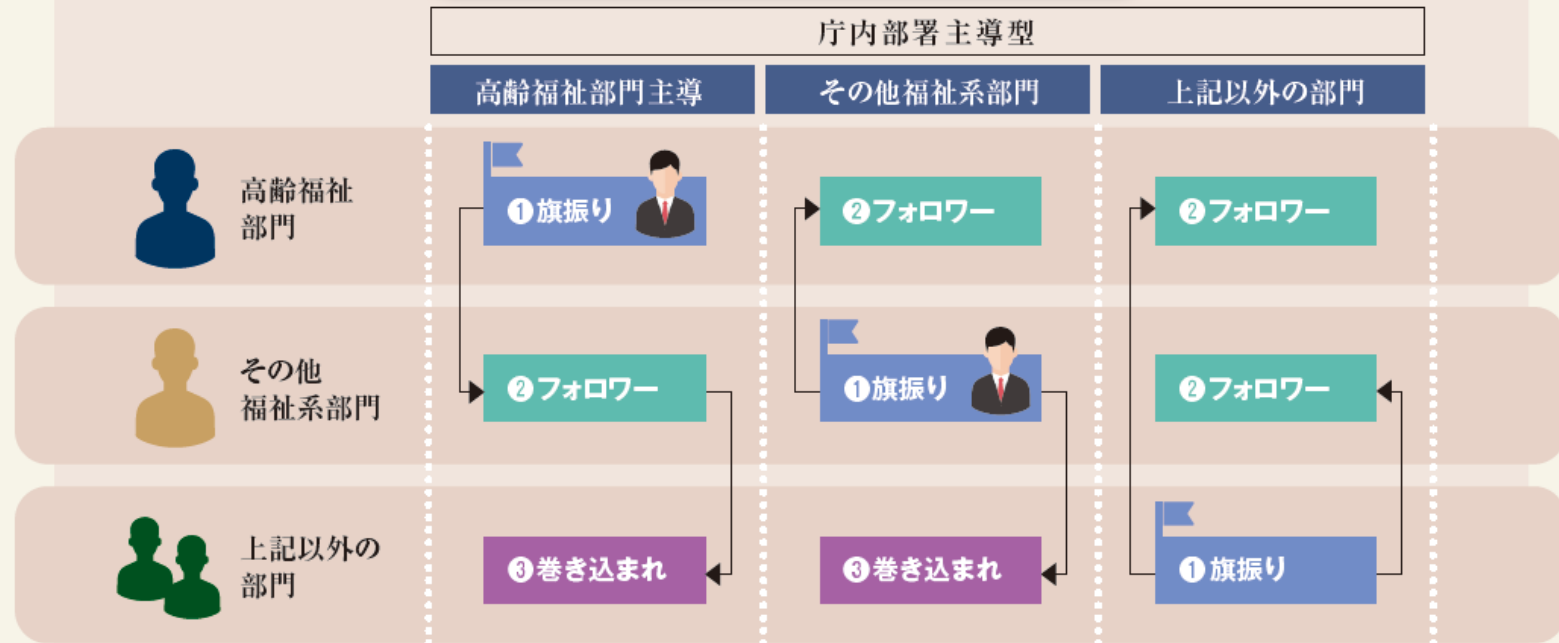
⑤ 具体的な取組・施策へ

連携はゴールではなく、一つの通過点にすぎません。住民の抱える困りごとを解決し、安心して暮らし続けることのできるまちづくりのために何ができるのか、全庁を交えた検討・取組を進めていきます。

令和2年度老人保健健康増進等事業 地域包括ケアシステムの構築に向けた自治体内の有機적連携・役割分担等に係る調査研究事業報告書（株式会社野村総合研究所）
リーフレット「庁内連携に向けて～地域包括ケアシステムの実現のために～」より抜粋・引用
<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docNB6A879141AD723f84c608ad397c259ed4abb65e5605264a4f92f254212e9c1549ef45a2cbb5a>

庁内連携のすすめ②

連携のパターンの一例



高齢福祉部門だけでなく、他の部門の推進力のある職員や首長が主導する場合があります。さらには、地元医師会などの庁外からの働きかけがきっかけで進むこともあります。

①旗振り : 連携の主導役を務める職員・部門

②フォロワー : 旗振り役に賛同・協力する職員・部門。別の部門の巻き込みを担うこともある

③巻き込まれ : 旗振り役やフォロワーの働きかけで連携に参加した職員・部門

庁内連携のすすめ③

庁内連携の広げ方

B

～「connection 関係」から「cooperation 連携」、そして「collaboration 連繋」へ～

担当者間の連絡基盤構築フェーズ

「 連 係 」

最初のうちは担当者間での連絡・情報共有を通じた「関係」が図られます。関係者同士の顔の見える関係が生まれ、相互に何をしているのかを知ることができます。各事業の最適化が個別に図られている状態です。

部課室間の連絡・情報共有フェーズ

「 連 携 」

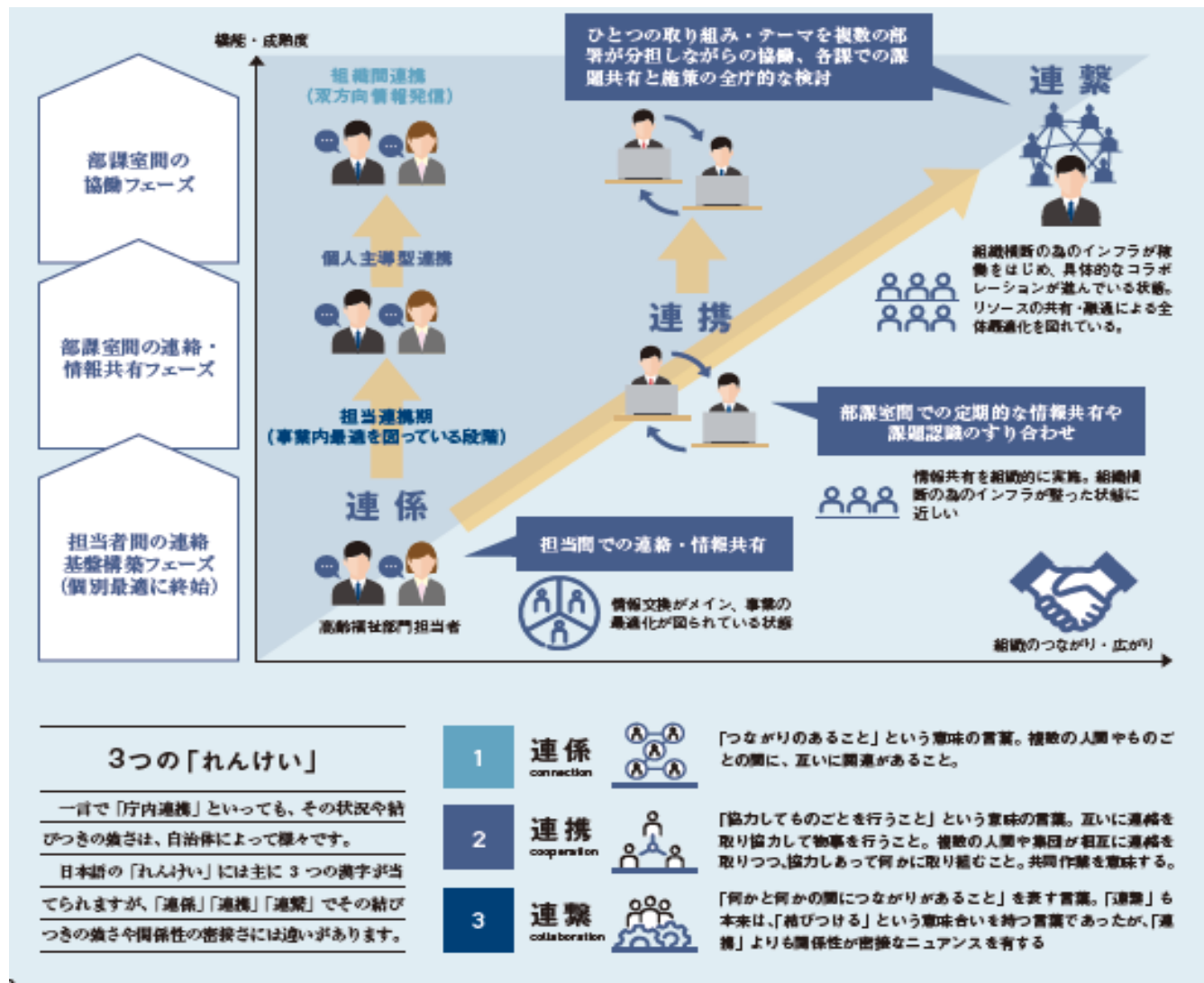
次の段階は、部課室間で定期的な情報共有や課題認識のすり合わせの場を持つ「連携」フェーズになります。定期的な会議体の開催など、情報共有を組織的に進めるためのインフラが整った状態です。

部課室間の協働フェーズ

「 連 繋 」

さらに庁内の繋がりが深まると、一つの取組・テーマを複数の部門が分担しながら協働する「連繋」フェーズに至ります。各課の抱える課題が全庁的に共有され、対応策を協働して検討・実施します。各課が考える地域課題を会議体に持ち込み、全庁的にその課題に対して優先順位付けや解決のための適切な布陣、リソースを検討することで、よりスムーズかつ効率的に対応策を講じることができます。

庁内連携のすすめ④



ご清聴ありがとうございました

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare